

下水道施設に関する申請などについて

<p>公共下水道施設</p> <p>【下水道施設工事施行（変更）承認申請書】 (提出部数) ・ 2部提出 (内容) ・ 事業計画区域内において、公共下水道施設に関する工事を自費で行う場合 ※具体例：住宅建築などに伴う公共汚水ますの設置、開発行為に伴う公共下水道施設の設置 ※事業計画区域については、米子市に確認してください。</p>
<p>【物件設置許可申請書】 (提出部数) ・ 2部提出 (内容) ・ 特別使用許可にともない、排水施設を公共下水道施設に接続する場合 ・ 雨水幹線（開きよ）の構造部又は地下において、多目的利用を行う場合 ※具体例：雨水幹線の開渠部に進入路として床版を設置、私有地の排水のために雨水幹線に排水管を接続</p>
<p>【特別使用許可申請書】 (提出部数) ・ 1部 (内容) ・ 事業計画区域外から汚水を排除するために公共下水道施設を使用する場合 ※排水施設を設置する場合は、<u>物件設置許可申請が必要です。</u></p>
<p>【下水道管路施設設置申出書】 (提出部数) ・ 1部 (内容) ・ 事業計画区域内において、米子市の公共下水道事業（年度計画がある場合は除く）による公共汚水ます設置などを申し出る場合 ※具体例：公共下水道管きよ工事時に設置された取付管に公共汚水ますを設置、住宅建築などに伴う公共汚水ますの設置（これに付随する管きよ工事も含む）、住宅建築などによる建築基準法上の道路後退に伴う公共汚水ますの移設、米子市淀江町地内において施行する公共下水道事業の受益者負担金納付に伴う公共汚水ますの設置 ※設置などの条件を満たしているか米子市に確認のうえ提出してください。 ※提出から公共汚水ます設置などまでに期間を要しますので、米子市に確認してください。</p>
<p>農業集落排水施設</p> <p>【農業集落排水施設工事施行（変更）承認申請書】 (提出部数) ・ 2部提出 (内容) ・ 排水区域内において、農業集落排水施設に関する工事を自費で行う場合 ※具体例：住宅建築などに伴う公共汚水ますの設置 ※排水区域については、米子市に確認してください。 ※公共汚水ますの設置については、<u>建築物がある又は建築物の建築が確定の場合に限ります。</u></p>
<p>【排水施設設置（変更）許可申請書】 (提出部数) ・ 2部提出 (内容) ・ 排水区域外使用許可にともない、排水施設を農業集落排水施設に接続する場合</p>
<p>【排水区域外使用許可申請書】 (提出部数) ・ 1部 (内容) ・ 排水区域外から汚水を排除するために農業集落排水施設を使用する場合 ※排水施設を設置する場合は、<u>排水施設設置可申請が必要です。</u></p>
<p>共通</p> <p>【地下埋設物確認協議書】 (提出部数) ・ 1部 (内容) ・ 工事などに伴い下水道管路施設の有無などの確認を行う場合</p>

※各申請などに伴う提出書類（工事着手の届出書など）がありますので、米子市に確認してください。

※都市下水路など上表に記載していない施設に関する申請などについては、米子市に確認してください。

※各申請書などは米子市ホームページからダウンロードできます。

「くらしのガイド」→「下水道」→「整備課」→「下水道施設に関する申請などについて」

米子市下水道部整備課管路維持担当

電話：0859-34-1370 ファックス：0859-34-7522